

教員養成セミナー10月号  
動画講義

12カ月完成  
教職・一般教養  
パワーアップノート

◆第1回◆教育原理①－B  
I. 道德教育

講師：大西 圭介

# テーマ1

## 道徳教育の目標等

## テーマ1

# 道徳教育の目標

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる**道徳性**を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、**物事を多面的・多角的に**考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

## テーマ1

# 総則での道德教育の目標

第1章総則の第1の2の(2)には、「道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる**道德性**を養うことを目標とすること。」とある。

## 道徳教育に関する配慮事項

総則第6 道徳教育に関する配慮事項には、

1 各学校においては、第1の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「**道徳教育推進教師**」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。

（中略）

2 各学校においては、児童の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、**自立心**や**自律性**、**生命を尊重する心**や**他者を思いやる心**を育てることに留意すること。

## 各学年での配慮事項（小学校）

- (1) 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。
- (2) 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。
- (3) 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。

## テーマ1

### 各学年での配慮事項（中学校）

小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする事、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。

## テーマ2

# 道徳教育の内容項目

## テーマ2

### 道徳教育の内容項目

道徳教育の内容項目は大きく4つの項目に分かれている。

- A 主として自分自身に関する事
- B 主として人との関わりに関する事
- C 主として集団や社会との関わりに関する事
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関する事

## テーマ2

### A 主として自分自身に関すること

小学校	中学校
[善悪の判断、自律、自由と責任] [正直、誠実] [節度、節制] [個性の伸長] [希望と勇気、努力と強い意志] [真理の探究]	[自主、自律、自由と責任] [節度、節制] [向上心、個性の伸長] [希望と勇気、克己と強い意志] [真理の探究、創造]

## テーマ2

### B 主として人との関わりに関すること

#### 小学校

[親切、思いやり]

[感謝]

[礼儀]

[友情、信頼]

[相互理解、寛容] (3年生以上)

#### 中学校

[思いやり、感謝]

[礼儀]

[友情、信頼]

[相互理解、寛容]

## C 主として集団や社会との関わりに関すること

### 小学校

- [規則の尊重]
- [公正、公平、社会正義]
- [勤労、公共の精神]
- [家族愛、家庭生活の充実]
- [よりよい学校生活、集団生活の充実]
- [伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度]
- [国際理解、国際親善]

### 中学校

- [遵法精神、公德心]
- [公正、公平、社会正義]
- [社会参画、公共の精神]
- [勤労]
- [家族愛、家庭生活の充実]
- [よりよい学校生活、集団生活の充実]
- [郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度]
- [我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度]
- [国際理解、国際貢献]

## テーマ2

### D 主として生命や自然、崇高なものとの 関わりに関すること

小学校	中学校
[生命の尊さ] [自然愛護] [感動、畏敬の念] [よりよく生きる喜び] (5年 生・6年生)	[生命の尊さ] [自然愛護] [感動、畏敬の念] [よりよく生きる喜び]

## テーマ3

# 道徳教育の内容項目

2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、**道徳教育推進教師**を中心とした指導体制を充実すること。
- (2) 道徳科が**学校の教育活動**全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、児童や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。

2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(4) 児童が**多様な感じ方**や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、**自分の考えを基に**話し合ったり書いたりするなどの**言語活動を充実**すること。

(中略)

(6) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、**情報モラル**に関する指導を充実すること。また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、**特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないように**すること。

# 教材と評価の留意点

3 教材については、次の事項に留意するものとする。  
(中略)

ウ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、**特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないもの**であること。

4 児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、**数値などによる評価は行わないもの**とする。